

(中央協議会等)

平成28会計年度における協議会等開催計画

総局会議配布資料

(平成27.11.10総一印)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	終人員
1	長官、所長会合	6月22日、 23日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月24日、 25日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月16日	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月、2月 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁の総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会及び調停委員表形式	10月	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人
15	民事事件担当裁判官協議会	7月	1日	1 審理判断の状況等を客観的に把握し、裁判の質を高めるための方策 2 当事者との間で認識を共有しつつ、争点整理を進めるための方策について	各高裁の民事事件を担当する裁判官各1人(陪席)及び東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の地裁裁判官各1人(部総括)	民事局	21人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
16	民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会	11月	1日	1 倒産手続の透明性・公平性を高める方策の検討状況とそのあい路について 2 民事執行事件の更なる運用改善のために取り組むべき事項について 3 民事執行法改正が執行事務に与える影響等について	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の各地裁の執行及び倒産担当の裁判官1人（執行、倒産を担当している部が異なる場合には2人とすることも可）、民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人	民事局	28人程度（見込み）
17	刑事事件担当裁判官協議会	9月～10月	1日	改正刑事訴訟法の運用について	刑事事件を担当する裁判官	刑事局	22人
18	労働関係事件担当裁判官協議会	10月	1日	労働関係事件の審理運営等に関し考慮すべき事項	東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の地方裁判所の部総括各1人	行政局	13人
19	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

平成28会計年度における協議会等開催計画

総局会議配布資料
(平成27.11.10総一印)

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	広報担当者協議会	12月～翌年1月	0. 5日	1 適時、適切な報道対応を行う上で留意事項等について 2 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項について	1 高裁の総務課長、同課課長補佐及び広報係長 2 地裁及び家裁の総務課長（小規模序等で地家裁のいずれか一方の総務課長を総務（広報）担当課長とする序については、高裁の判断により、同課長のみを協議員とすることも可）	各高裁所在地から開催地を選定予定（合同開催）	広報課	124人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の部総括裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	人事局	約130人
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0. 5日	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁	経理局	110人
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に際し、考慮すべき事項	高裁の事務局次長、会計課長及び同課企画官、地・家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	77人
7	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
13	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	民事事件担当裁判官協議会	12月～翌年1月	1日	1 審理判断の状況等を客観的に把握し、裁判の質を高めるための方策 2 当事者との間で認識を共有しつつ、争点整理を進めるための方策について 3 今後の簡裁の民事事件の動向を踏まえた審理運営における地簡裁の連携 ※ なお、協議事項3については、簡裁の民事事件担当裁判官等協議会と合同開催とする。	各地裁の民事事件を担当する裁判官各1人（東京及び大阪の各地裁は各2人）（部総括又は右陪席）	各高裁（合同開催で4回開催、開催地未定）	民事局	52人
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に關し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会	12月～翌年1月	1. 2日	1 今後の簡裁の民事事件の動向を踏まえた審理運営における地簡裁の連携 2 交通事故賠償訴訟事件における簡裁の庁としての取組及び関係職種との連携 3 簡裁における民事調停事件の在り方 ※ なお、協議事項1については、1日目に、協議事項2及び3は2日目に協議をする予定とし、協議事項1については、地裁の民事事件担当裁判官等協議会と合同開催とする。	1 各地裁本庁併置簡裁の民事事件を担当する裁判官1人（東京及び大阪の各簡裁は各2人。なお、訴訟事件担当裁判官及び調停事件担当裁判官各1人ずつ） 2 1の簡裁を管轄する地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官（東京は簡裁民事首席書記官、大阪、名古屋、福岡及び札幌は簡裁首席書記官）1人 ※ なお、協議員2については、2日目のみとする。	各高裁（合同開催）4庁で実施予定	民事局	102人
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月	1日	裁判員制度の運用に關し考慮すべき事項	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療觀察法関係研究協議会	各地裁で決定 (10月～翌年3月)	0. 5日	医療觀察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に關して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健參與員候補者並びに地裁の裁判官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	対人員
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁（東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁）	刑事局	各高裁で決定
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(1月～2月)	0. 5日	1 刑の一執行猶予制度の運用状況について 2 社会貢献活動制度の運用状況について 3 その他	地裁の裁判官（支部を含む）及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	2月	1日	1 改正刑事訴訟法の運用について 2 令状事務の処理に際し考慮すべき事項	刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地所在の地裁判事	(一部合同開催) 5高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	130人
28	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会（複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会）、集約庁（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）を含む地方裁判所支部所在地の検察審査会の事務局長	(一部合同開催) 4～5高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	76人
29	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
31	知的財産権訴訟研究会	10月～11月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
32	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	11月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
33	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に關し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に關して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に關連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	少年保護関係機関等との連絡協議会	各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～3日	少年事件の処理に關して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に關連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	新任參與員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任參與員又はこれに準ずる參與員	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
40	參與員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に關し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京(東京、札幌)、大阪(大阪、広島)、名古屋(名古屋、仙台)、福岡(福岡、高松)	家庭局	50人
42	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催、開催地未定)	家庭局	各高裁で決定